



## 気まぐれ通信 2018/8

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人彌榮会計社



### 会計よもやま話【第1話】

皆さんこんにちは。会計よもやま話を今月から「気まぐれ通信」に投稿させていただきます。第1話として、①事業未収金②未収金③未収補助金④未収収益の会計処理上の区分をお話します。なお、結論には私見が含まれていますので、もしも異なる意見をお持ちの方は、ご遠慮なくご連絡いただければ幸甚に存じます。

まず、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（以下、「留意事項」）の別添3の「勘定科目説明」によれば以下のように規定されています。

- ① 事業未収金：「事業収益に対する未収入金」
- ② 未収金：「事業収益以外の収益に対する未収入金」
- ③ 未収補助金：「施設整備、設備整備に係る補助金等又は事業に係る補助金等の未収額」
- ④ 未収収益：「一定の契約に従い、(以下略)」

#### Step1 ④と①～③の区分

請求権が確定していない未収計上時には④を用います。例えば、利払い期が6月末の債券利息の1月1日から決算日の3ヶ月間の経過利息相当分は、6月末には確定債権となりますが、決算日には請求権が確定しておらず、その未収計上には④を用います。

#### Step2 ③と①～②との区分

次に請求権が確定している未収計上時には①～③を用います。ただ、①から③は相手勘定により区分されます。③を用いる場合の相手科目は、施設整備等補助金収益（収入）、借入金利息補助金収益（収入）、補助金事業収益（収入）の3つです。いずれも公金が支出される補助金の未収であり、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準3の(4)」（社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等についての別添）において「社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、(社会福祉充実残額からの)控除対象となる。」と規定されています。従って、③の厳密な区分使用によっては、社会福祉充実残額が変動することも想定されますので、注意が必

要です。

#### Step3 ①と②との区分

最後に①と②の区分ですが、この両者の違いは未収計上時の相手科目が事業収益なのか事業収益以外の収益なのかによります。事業収益とは、事業活動計算書（以下、P/L）の「サービス活動収益」に該当する各科目を指します。例えば「介護保険事業収益」勘定の3月分を期末に未収計上する場合の相手科目として「事業未収金」勘定を用います。一方、P/Lの「サービス活動収益」以外の収益科目（例えば、「受取利息配当金収益」勘定）を確定債権として未収計上する場合の相手科目は「未収金」勘定を用います。ただ、この「留意事項」の科目説明は、ソフトの入力方式がP/L方式であることを想定しているようです。

例えば期末日に車両を売却・引渡しする契約をし入金翌年度の場合、売却金額を未収計上することとなりますが、C/F（資金収支計算書）方式で入力するソフトの場合には、相手科目は「車両運搬具売却収入」となります。「留意事項」の科目説明の「事業収益以外の収益」では説明しきれないこととなります。C/F方式で入力するソフトの場合には00事業収入の場合も同じです。

【結論】「留意事項」の別添3の「勘定科目説明」に敢えて追記するならば、「事業未収金」勘定は「事業収益（収入）に対する未収入金」、「未収金」勘定は「事業収益（収入）以外の収益（収入）」というように変更して頂ければと思います。以上の点を纏めると下表のようになります。

<事業未収金・未収金・未収補助金・未収収益の区分>

相手科目	未収計上時に請求権が確定しているか	
	はい	いいえ
00 補助金収益 (収入)	未収補助金	/
00 事業収益 (収入)	事業未収金	未収収益
上記以外の収益 (収入)	未収金	未収収益

